

次世代育成支援のための
新たな制度体系の設計に向けた
基本的考え方

参考資料集

目次

1 次世代育成支援全般

- 次世代育成支援に係る制度の現状【P2】
- 保育サービスの全体像【P3】

2 サービスの量的拡大関係

- (1) 各種サービス量の現状と潜在需要
 - 「新待機児童ゼロ作戦」について(概要)【P4】
 - 保育・放課後サービスの現状と潜在的ニーズとの差【P5】
 - 保育所待機児童の現状【P6】
 - 放課後児童クラブの待機児童数等の推移【P7】
 - 子育て支援関係事業の実施状況(現状と目標値)【P8】
- (2) 各種サービスの地域格差
 - 3歳未満児における保育サービス利用率【都道府県別(H18年度)】【P9】
 - 小学校1～3年生の児童数に占める放課後児童クラブ登録児童数の割合(都道府県別)【P10】
 - 妊婦健診の公費助成の都道府県別実施状況(平成19年8月現在)【P11】
 - 地域子育て支援拠点事業の都道府県別実施状況【P12】

3 サービスの質の維持・向上関係

- 保育の質を支える仕組み【P13】
- 保育士等の給与額、年齢、勤続年数【P14】

4 財源・費用負担関係

- (1) 各国の次世代育成支援に対する支出負担の現状
 - 各国の児童・家族関係社会支出の対GDP比の比較(2003年)【P15】
 - 各国の社会支出全体に占める児童・家族関係社会支出の割合【P16】
 - 次世代育成支援に関する給付・サービス(児童・家族関係社会支出)の財源構成(推計)の国際比(対GDP比)【P17】

- (2) 今後追加的に必要となる社会的コストの推計(「子どもと家族を応援する日本」重点戦略より)仕事と生活の調和と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計【P18】

(3) 費用負担の現状と考え方

- 次世代育成支援に関する給付・サービスの費用構成【P20】
- 現状の主な次世代育成支援施策に関する費用負担と考え方【P21】
- 次世代育成支援に関する主な給付・サービスの給付費の負担割合と利用者負担【P22】
- 各制度の費用負担の現状①ー事業主負担の考え方ー【P23】
- 各制度の費用負担の現状②ー市町村に対する財政支援の状況ー【P25】
- 次世代育成支援に関する利用者負担の現状(保育所の場合)【P26】

(4) 社会保険による課題・社会保険以外の社会連帯による例

- 社会保険による次世代育成支援に関する主な議論【P27】
- フランスの全国家族手当金庫による家族政策の流れ(社会保険以外の社会連携による次世代育成支援の例)【P28】

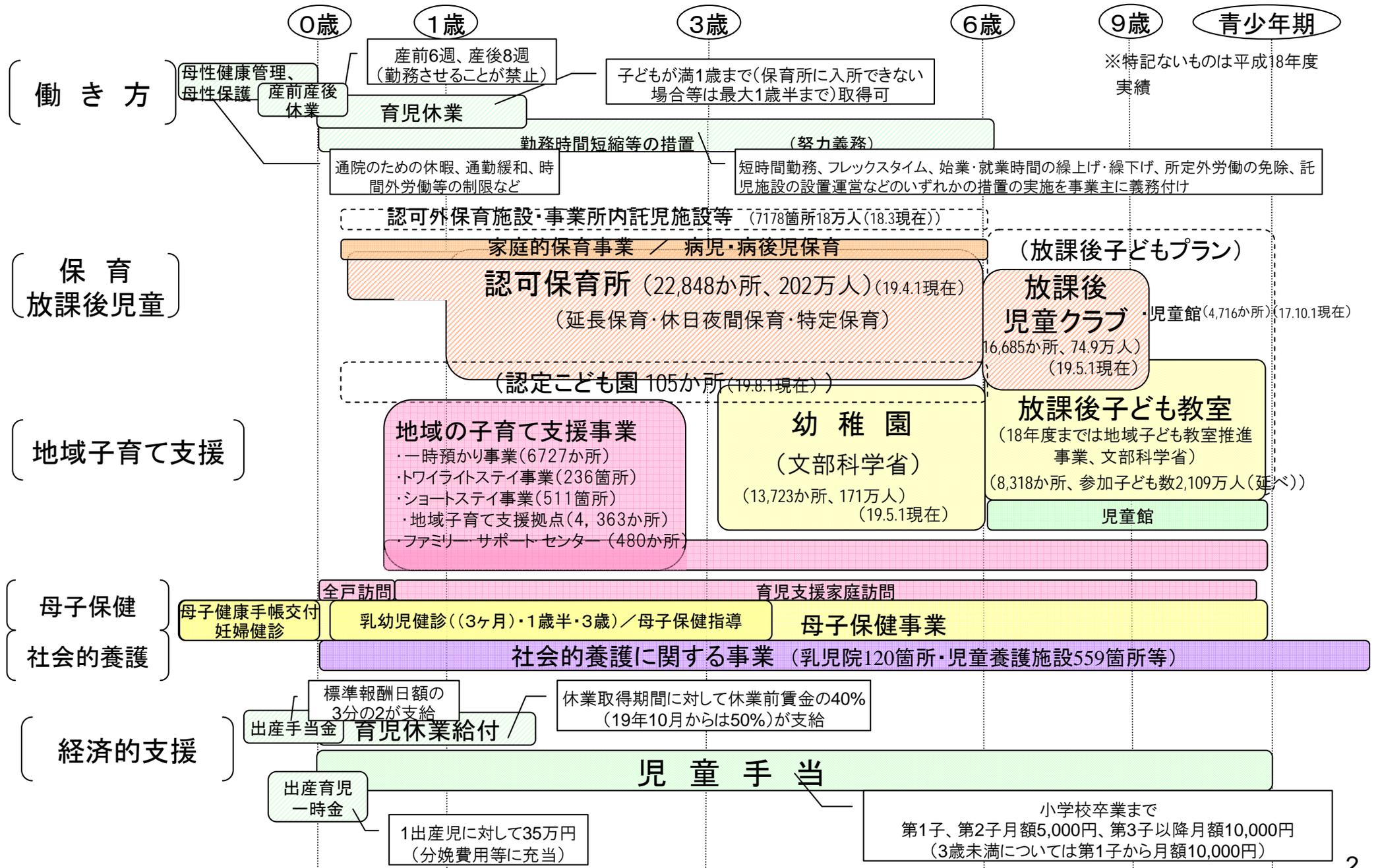
5 保育のサービス提供の仕組みの検討関係

- 保育所利用の仕組み【P29】
- 認可保育所の入所基準(政令)ー「保育に欠ける」の判断基準ー【P30】
- 市町村の入所選考基準の例(K市)【P31】
- 都道府県別幼児教育の普及状況(5歳児)【P32】

6 その他

- 多様な主体の参画・協働による子育て支援事例【P33】
- 社会的養護の現状について【P35】
- 社会的援護体制の整備状況と自治体間格差【P36】
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章・行動指針【P37】

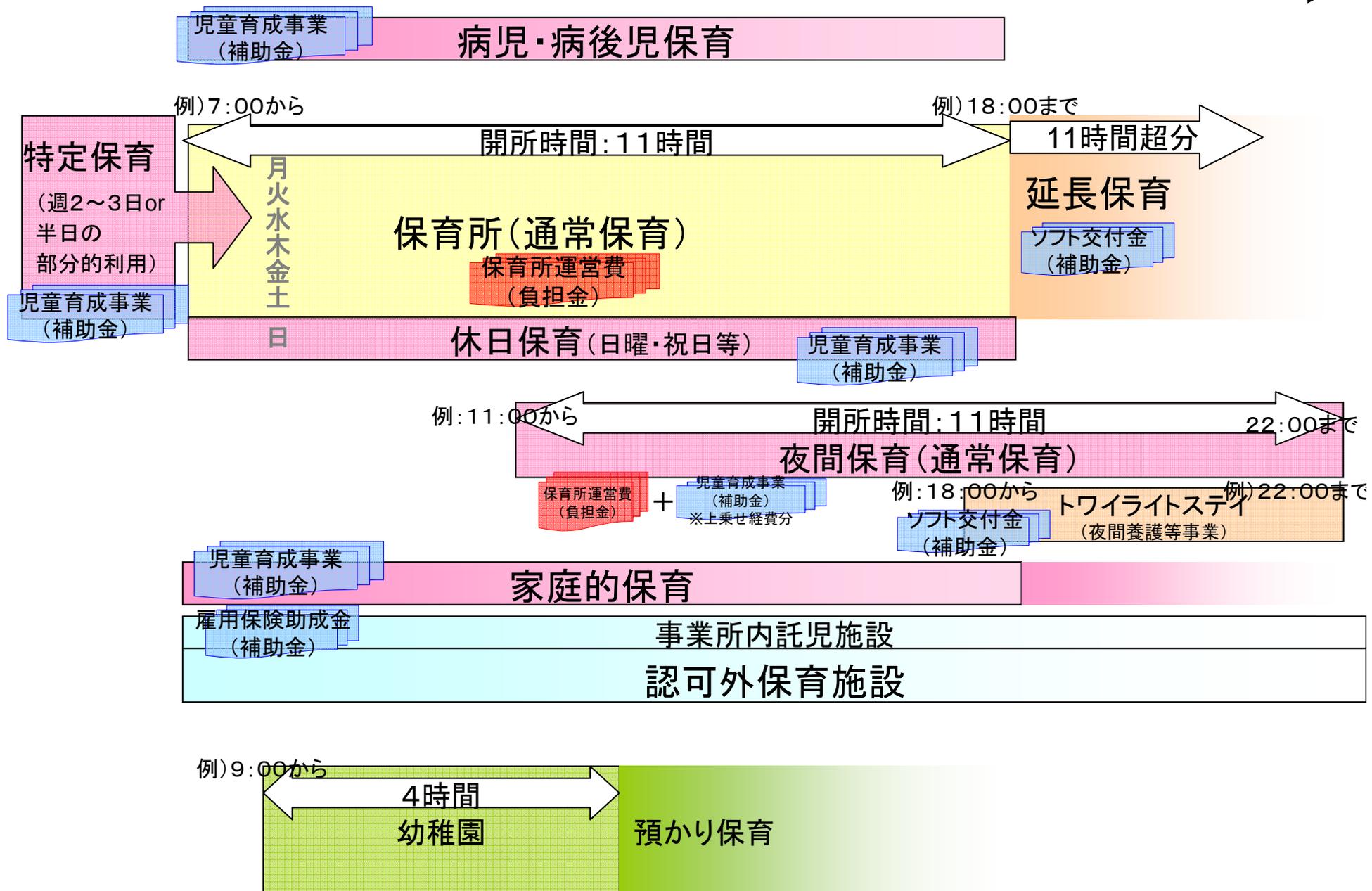
次世代育成支援に関する制度の現状



保育サービスの全体像

時間軸: (早朝)

(深夜) →



「新待機児童ゼロ作戦」について(概要)

趣旨

働きながら子育てをしたいと願う国民が、その両立の難しさから、仕事を辞める、あるいは出産を断念するといったことのないよう、

- 働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現
- 「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築

の二つの取組を「車の両輪」として進めていく。

希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して

保育施策を質・量ともに充実・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開

目標・具体的施策

希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする。特に、今後3年間に集中重点期間とし、取組を進める。

<10年後の目標>

- ・保育サービス(3歳未満児)の提供割合 20% → 38% (※)
【利用児童数100万人増(0~5歳)】
- ・放課後児童クラブ(小学1年~3年)の提供割合 19% → 60% (※)
【登録児童数145万人増】

⇒ この目標実現のためには一定規模の財政投入が必要

税制改革の動向を踏まえつつ、「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築について速やかに検討。

(※)「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成19年12月)」における仕事と生活の調和した社会の実現に向けた各主体の取組を推進するための社会全体の目標について、取組が進んだ場合に10年後(2017年)に達成される水準

集中重点期間の対応

当面、以下の取組を進めるとともに、集中重点期間における取組を推進するため、待機児童の多い地域に対する重点的な支援や認定こども園に対する支援などについて夏頃を目途に検討

- 保育サービスの量的拡充と提供手段の多様化〔児童福祉法の改正〕

保育所に加え、家庭的保育(保育ママ)、認定こども園、幼稚園の預かり保育、事業所内保育施設の充実

- 小学校就学後まで施策対象を拡大

小学校就学後も引き続き放課後等の生活の場を確保

- 地域における保育サービス等の計画的整備〔次世代育成支援対策推進法の改正〕

女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を勘案し、その絶対量を計画的に拡大

- 子どもの健やかな育成等のため、サービスの質を確保